

## 埼玉県保育協議会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 「保育所等（子育て支援センター等保育所に付随する事業、施設も含め以下「等」とする）施設長及び職員などで、保育事業の進展に寄与し、その功績に対し、本会会長（以下「会長」という）が表彰を行うものである。

(表彰の方法)

第2条 この規定による表彰は、毎年、埼玉県保育研究大会の際に行う。

(表彰の対象)

第3条 会長が表彰するものは、次に定める要件を満たす者を対象とする。

- 2 保育所等の施設長ならびに職員として通算15年以上の勤続者で、かつ現職で常勤職員として保育に従事している者。なお、非常勤職員としての雇用期間は、次の算定方式により、常勤の勤務期間として換算できるものとする。また、産休期間については、通算勤続年数に加算する。(育児休暇、庁内勤務については、通算勤続年数に加算しない。)

$$\text{勤続年数} \times \frac{\text{非常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}{\text{常勤職員の一月又は一週間の勤務日数}}$$

(推薦の方法)

第4条 候補者の推薦は、所属施設長又はこれに準ずる者が行うものとする。

(表彰者の選考)

第5条 表彰者の審査は、本会総務委員会がこれを行うものとする。

- 2 総務委員会は、所属施設長又はこれに準ずる者から提出された推薦書により、その審査を行い、会長に答申するものとする。
- 3 表彰に関する細則は会長が別に定める。

この規程は、昭和61年2月13日から施行する。

この規程は、平成16年3月24日一部改正し、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月26日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月24日一部改正し、平成26年4月1日から施行する。